

議案第 59 号

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例制定について

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 3 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例（平成6年条例第142号）の
一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の郷土愛の高揚に資するとともに、市民の文化教養の向上に寄与する
ことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の
規定に基づき、ひたちなか市虎塚古墳史跡公園を設置する。

第2条中「虎塚古墳史跡公園」を「ひたちなか市虎塚古墳史跡公園」に改める。

第3条第1項中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

（1） 虎塚古墳の石室（以下「石室」という。）内の壁画（以下「彩色壁画」と
いう。）の観覧等を行う施設（以下「観察室」という。）において写真、映
像その他これらに類するもの（以下「写真等」という。）を撮影すること。

第3条第1項第2号中「写真又は映画」を「写真等」に改め、同項第3号中「こ
れ」を「これら」に改め、同項第4号中「認められる」を「認める」に改め、同条
第2項中「受けた者が」を「受けた者は」に、「新たに」を「あらかじめ」に改め、
同条第3項中「第1項各号」を「第1項第1号から第3号まで」に、「、保存」を「及
び保存」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第4項中「許可」を「第1項又は第
2項の許可」に改める。

第4条中「の各号」を削り、同条第1号中「施設」の次に「又は設備若しくは備
品（以下「施設等」という。）」を加え、「汚損すること」を「滅失すること」に改め、
同条第13号を次のように改める。

（13） 前条第1項又は第2項の許可を受けないで同条第1項各号に掲げる行
為を行うこと。

第5条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「一に」を「いずれ
かに」に、「と認めた場合は」を「場合には」に、「、指示」を「若しくは指示」に
改め、同条第2号中「条件若しくは指示に反したとき」を「規則の規定に違反した
とき」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次
の1号を加える。

(3) 第3条第4項の規定により許可に付された条件又は指示に違反したとき。
第5条に次の1項を加える。

2 前項に規定する措置によって生じた損害については、市は、その賠償の責任を負わない。

第6条中「、利用」を「利用」に、「その利用者」を「史跡公園を利用する者」に、「区域若しくは」を「区域又は」に、「全部若しくは」を「全部又は」に、「又は制限すること」を「若しくは制限すること」に改める。

第7条の見出し中「観覧室」を「観察室」に改め、同条第1項中「観覧室」を「観察室」に、「4月1日から4月30日まで」を「3月21日から4月20日まで」に改め、同条第2項中「観覧室」を「観察室」に改め、同条第3項中「市長」を「前2項の規定にかかわらず、市長」に改め、「、前2項の規定にかかわらず」を削り、「時間」を「開館時間」に改める。

第8条中「観覧室」を「観察室」に改め、「虎塚古墳の」を削る。

第9条中「観覧室」を「観察室」に、「、必要と認めるとき」を「必要と認められるとき」に改める。

第10条第2項中「30人」を「20人」に改める。

第11条中「一に」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合には」に、「減免すること」を「減額し、又は免除すること」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

(観覧料の返還)

第12条 既に納付した観覧料は、返還しない。ただし、市長は、やむを得ない理由により観覧を中止した場合において、返還することを適当と認めるときは、当該観覧料の全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償等)

第13条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。

第14条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、史跡公園における行為の許可その他この条例」に改める。

別表中「一般(高校生以上)」を「大人」に、「中学生、小学生」を「小人」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

1 未就学児(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学前の者をいう。以下同じ。)の観覧料は、無料とする。

2 この表において「大人」とは未就学児及び小人以外の者をいい、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学

校の小学部若しくは中学部に在学している者をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

旧	新	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>史跡指定に係る虎塚古墳史跡公園の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定め、もって、市民の郷土愛の高揚に資するとともに、市民の文化教養の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>虎塚古墳史跡公園</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 ひたちなか市虎塚古墳史跡公園（以下「史跡公園」という。）において、<u>次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>観覧室（虎塚古墳彩色壁画等石室内を観覧する施設をいう。以下同じ。）内において写真を撮影すること。</u></p> <p>(2) 業として<u>写真又は映画</u>を撮影すること。</p> <p>(3) 集会、競技会、展示会その他<u>これに類する行為</u>を行うこと。</p> <p>(4) その他市長が史跡公園の管理上支障があると<u>認められる行為</u>を行うこと。</p> <p>2 <u>前項の許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、新たに、市長に変更の許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項各号に掲げる行為が、虎塚古墳の保護、保存に影響を及ぼさないと認める場合及び公衆の史跡公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2項の許可を与えることができる。</u></p> <p>4 市長は、許可を与えるときは、史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付し、又は指示をすることができる。</p> <p>(行為の禁止)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の郷土愛の高揚に資するとともに、市民の文化教養の向上に寄与することを目的として、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、ひたちなか市虎塚古墳史跡公園を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>ひたちなか市虎塚古墳史跡公園</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 ひたちなか市虎塚古墳史跡公園（以下「史跡公園」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>虎塚古墳の石室（以下「石室」という。）内の壁画（以下「彩色壁画」という。）の観覧等を行う施設（以下「観覧室」という。）において写真、映像その他これらに類するもの（以下「写真等」という。）を撮影すること。</u></p> <p>(2) 業として<u>写真等</u>を撮影すること。</p> <p>(3) 集会、競技会、展示会その他<u>これらに類する行為</u>を行うこと。</p> <p>(4) その他市長が史跡公園の管理上支障があると<u>認める行為</u>を行うこと。</p> <p>2 <u>前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に変更の許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項第1号から第3号までに掲げる行為が、虎塚古墳の保護及び保存に影響を及ぼさないと認める場合並びに公衆の史跡公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2項の許可を与えることができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>第1項又は第2項の許可を与えるときは、史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付し、又は指示をすることができる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p>	

旧	新	備考
<p>第4条 史跡公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) ～ (12) 略</p> <p>(13) 許可を受けた者のほか、観覧室内において写真を撮影すること。</p> <p>(14) 略</p> <p>(許可の取消等)</p> <p>第5条 市長は、第3条の規定により許可を受けた者が次の各号の一に該当すると認められた場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可に際して付した条件、指示を変更し、又は行為を中止させ、原状回復若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく条件若しくは指示に反したとき。</p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第6条 市長は、史跡公園が損壊その他の理由により、利用が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合においては、史跡公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域若しくは施設を定めて、史跡公園の全部若しくは一部の利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(観覧室の開館等)</p> <p>第7条 観覧室の開館は、石室の保存に支障のない期間に限るものとし、4月1日から4月30日まで及び10月21日から11月20日までの間のうちそれぞれ10日以内とする。</p>	<p>第4条 史跡公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設又は設備若しくは備品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失すること。</p> <p>(2) ～ (12) 略</p> <p>(13) 前条第1項又は第2項の許可を受けないで同条第1項各号に掲げる行為を行うこと。</p> <p>(14) 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、第3条の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可に際して付した条件若しくは指示を変更し、又は行為を中止させ、原状回復若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第3条第4項の規定により許可に付された条件又は指示に違反したとき。</p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>2 前項に規定する措置によって生じた損害については、市は、その賠償の責任を負わない。</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第6条 市長は、史跡公園が損壊その他の理由により利用が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合においては、史跡公園を保全し、又は史跡公園を利用する者の危険を防止するため、区域又は施設を定めて、史跡公園の全部又は一部の利用を禁止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(観察室の開館等)</p> <p>第7条 観察室の開館は、石室の保存に支障のない期間に限るものとし、3月21日から4月20日まで及び10月21日から11月20日までの間のうちそれぞれ10日以内とする。</p>	

旧	新	備考
<p>2 <u>観覧室の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</u></p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、<u>前2項の規定にかかわらず、開館期間若しくは時間を</u>変更し、又は臨時に休館若しくは開館をすることができる。</p> <p>(観覧人)</p> <p>第8条 <u>観覧室</u>に入室し、<u>虎塚古墳の彩色壁画を</u>観覧しようとする者（以下「観覧人」という。）は、市職員の指示に従わなければならない。</p> <p>(観覧人の入室の制限等)</p> <p>第9条 市長は、<u>観覧室の管理運営上、必要と認め</u>たときは、観覧人の入室を制限し、その他の必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(観覧料)</p> <p>第10条 観覧人は、別表に掲げる観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2 別表の団体観覧料の適用を受けることができる人数は、<u>30人以上の場合</u>とする。</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号の<u>一に該当する場合は、観覧料を減免</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(観覧料の還付)</p> <p>第12条 <u>既納の観覧料は、還付しない。ただし、やむを得ない理由により、観覧を中止した場合で、市長が還付することを相当と認めた場合は、既納の観覧料の全部又は一部を還付</u>することができる。</p> <p>(損害弁済)</p> <p>第13条 市長は、<u>史跡公園の利用者が、施設若しくは施設備品を破損し、又は滅失したときは、それを原状に復させ、又は必要と認め</u>た額を弁済させることができる。</p>	<p>2 <u>観察室の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館期間若しくは開館時間を</u>変更し、又は臨時に休館若しくは開館をすることができる。</p> <p>(観覧人)</p> <p>第8条 <u>観察室</u>に入室し、彩色壁画を観覧しようとする者（以下「観覧人」という。）は、市職員の指示に従わなければならない。</p> <p>(観覧人の入室の制限等)</p> <p>第9条 市長は、<u>観察室の管理運営上必要と認められるときは、観覧人の入室を</u>制限し、その他の必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(観覧料)</p> <p>第10条 観覧人は、別表に掲げる観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2 別表の団体観覧料の適用を受けることができる人数は、<u>20人以上の場合</u>とする。</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号の<u>いずれかに該当する場合には、観覧料を減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(観覧料の返還)</p> <p>第12条 <u>既に納付した観覧料は、返還しない。ただし、市長は、やむを得ない理由により観覧を中止した場合において、返還することを相当と認めるときは、当該観覧料の全部又は一部を返還</u>することができる。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第13条 <u>施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しな</u>ければならない。ただし、市長は、<u>やむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除</u>することができる。</p>	

旧			新			備考
(委任) 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。			(委任) 第14条 <u>この条例に定めるもののほか、史跡公園における行為の許可その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>			
別表(第10条関係)			別表(第10条関係)			
区分	観覧料(1人1回)		区分	観覧料(1人1回)		
	個人	団体		個人	団体	
一般(高校生以上)	160円	130円	大人	160円	130円	
中学生,小学生	80円	60円	小人	80円	60円	
			備考			
			1 <u>未就学児(小学校,義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学前の者をいう。以下同じ。)の観覧料は,無料とする。</u>			
			2 <u>この表において「大人」とは未就学児及び小人以外の者をいい,「小人」とは小学校,中学校,義務教育学校,中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学している者をいう。</u>			